

(第48号議案)

中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号)新旧対照表

改正案	現行																												
第1条～第8条 (略) 附則 (略) 別表(第2条関係) 1 削除	第1条～第8条 (略) 附則 (略) 別表(第2条関係) 1 中野区立商工会館																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="3">単位時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位時間			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	大会議室	1,500円	2,100円	2,100円	小会議室	200円	300円	300円	和室	700円	900円	900円									
施設	単位時間																												
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時																										
大会議室	1,500円	2,100円	2,100円																										
小会議室	200円	300円	300円																										
和室	700円	900円	900円																										
2 中野区産業振興センター (1) 特別会議室	2 中野区産業振興センター (1) 商談室																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="4">単位時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後0時30分～午後2時30分</th> <th>午後3時～午後5時</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別会議室</td> <td>1,500円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位時間				午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時	特別会議室	1,500円	1,300円	1,300円	2,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="4">単位時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後0時30分～午後2時30分</th> <th>午後3時～午後5時</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商談室</td> <td>1,500円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位時間				午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時	商談室	1,500円	1,300円	1,300円	2,500円
施設		単位時間																											
	午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時																									
特別会議室	1,500円	1,300円	1,300円	2,500円																									
施設	単位時間																												
	午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時																									
商談室	1,500円	1,300円	1,300円	2,500円																									
(2) (略)	(2) (略)																												

(3) 大会議室等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
大会議室	1,500円	2,200円	1,900円
会議室1	400円	500円	500円
会議室2	400円	500円	500円
和室	500円	900円	800円
創作室	300円	500円	400円
調理室	100円	200円	100円

(4)・(5) (略)

3～15 (略)

附 則

この条例中別表2(1)の表の改正規定及び別表2(3)の表セミナールーム1の項及びセミナールーム2の項を削る改正規定は平成30年10月1日から、別表1の表の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(3) 大会議室等

施設	単位時間		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
大会議室	1,500円	2,200円	1,900円
会議室1	400円	500円	500円
会議室2	400円	500円	500円
セミナールーム1	800円	1,100円	900円
セミナールーム2	1,200円	1,600円	1,500円
和室	500円	900円	800円
創作室	300円	500円	400円
調理室	100円	200円	100円

(4)・(5) (略)

3～15 (略)